

岐阜県公報

第 七 百 二 十 号
令和 八 年 九 月 十 八 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 三九七^{ページ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

○急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

○土砂災害警戒区域の指定解除

○土砂災害特別警戒区域の指定解除

○土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害特別警戒区域の指定

○地方税共同機構に行わせる特定収納事務

公 示

○落札者等に関する公示

○県営土地改良事業計画の変更

(情報システム課) 四〇三

(農地整備課) 四〇四

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二条中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

第二百三条中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 21 条関係)

77 岐阜県 納入済通知書

金額	
納付機関 番号	納付 番号
納付 区分	年度
33	

納入区分	収受機関	主管課	年度	内蔵番号/内蔵番号	会社	家	項	目
商	細商	事業	細事業	細々事業	執行区分	額 別 率		
納入理由						額 別 率		
氏 名						CVS 収納代行会社:		
CVS 等 取 用						CVS 収納代行会社:		

岐阜県
原符兼払込金受領証

金額	
納入者氏名	納入者氏名
納付番号	納付番号
執行機関	執行機関
納入区分	収受機関
主管課	年度
内蔵番号/内蔵番号	会社
家	項
目	目
商	細商
事業	細事業
額 別 率	額 別 率
納入理由	
額 別 率	
CVS 収納代行会社:	
CVS 収納代行会社:	

岐阜県 納付書兼領収証書

納付番号	金額
納入者氏名	上記のとおり納付します。
納付番号	上記の金額を領収しました。
執行機関	額 別 率
納入区分	収受機関
主管課	年度
内蔵番号/内蔵番号	会社
家	項
目	目
商	細商
事業	細事業
額 別 率	額 別 率
納入理由	
額 別 率	
CVS 収納代行会社:	
CVS 収納代行会社:	

納付場 所	(1) 岐阜県内の普通銀行 (八十二銀行、三井住友銀行及びゆうちょ銀行を除く)、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 (3) PayPay 銀行及び楽天銀行 (マルチ・ネットバンク) を利用するものに限る。 ※バーコードの記載があるものについては、コンビニ等取扱期限内に限り、裏面のコンビニエンスストア等又は裏面のスマートフォンアプリ Pay B でも納入できます。詳細は裏面をご覧ください。
----------	---

- 備考
- Pay-easy (ペイジー) マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関の Pay-easy (ペイジー) に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング (インターネット等) による金融機関との取引)、ATM (現金自動預払機) 等を利用して納付することができます。
 - Pay-easy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記納付場所の窓口で納付してください。
 - Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

山県市神崎字小谷六八の一、六九の一、八三の一、八三の二、八四、八六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町尾崎字小石三三三九（次の図に示す部分に限る。）、字ネゴイ三二六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表半道の項を次のように改める。

半 道 1

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。）
美濃市大字大矢田字西屋敷 二九一二番 一号

字森野前	二九二六番	二号
字西屋敷	二九〇七番	三号
字寺下	二八七八番	四号
字矢洞	二八五三番	五号及び六号
	二八四一番	七号
	二八四〇番一	八号
大字御手洗字高平	二二二〇番三	九号
大字大矢田字矢洞	二八一八番一	十号
	二八一八番四	十一号
字寺下	二八六四番四	十二号
	二八七九番二	十三号
字西屋敷	二九〇九番二	十四号

岐阜県告示第四百五十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百八十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
薬師谷	養老郡養老町若宮	次図のとおり
		土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年

岐阜県告示第百八十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
薬師谷	養老郡養老町若宮	次図のとおり
		土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
岡前谷 2	飛騨市古川町杉崎	次図のとおり
数河 6	飛騨市古川町数河	次図のとおり
数河 7	飛騨市古川町数河	次図のとおり
数河 8	飛騨市古川町数河	次図のとおり
数河 9	飛騨市古川町数河	次図のとおり
		土石流

高野 1	飛驒市古川町宮城	次の図のとおり	土石流
平岩 1	飛驒市古川町平岩	次の図のとおり	土石流
信包 2	飛驒市古川町信包	次の図のとおり	土石流
笹ヶ洞 2	飛驒市古川町笹ヶ洞	次の図のとおり	土石流
笹ヶ洞 3	飛驒市古川町笹ヶ洞	次の図のとおり	土石流
笹ヶ洞 4	飛驒市古川町笹ヶ洞	次の図のとおり	土石流
寺地 1	飛驒市古川町寺地	次の図のとおり	土石流
畦畑 3	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流
畦畑 4	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流
畦畑 5	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流
畦畑 6	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
薬師谷	養老郡養老町若宮	次の図のとおり
		土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡前谷 2	飛驒市古川町杉崎	次の図のとおり	土石流
数河 6	飛驒市古川町数河	次の図のとおり	土石流
数河 7	飛驒市古川町数河	次の図のとおり	土石流
数河 8	飛驒市古川町数河	次の図のとおり	土石流
数河 9	飛驒市古川町数河	次の図のとおり	土石流
高野 1	飛驒市古川町宮城	次の図のとおり	土石流
平岩 1	飛驒市古川町平岩	次の図のとおり	土石流
信包 2	飛驒市古川町信包	次の図のとおり	土石流
笹ヶ洞 2	飛驒市古川町笹ヶ洞	次の図のとおり	土石流
笹ヶ洞 4	飛驒市古川町笹ヶ洞	次の図のとおり	土石流
寺地 1	飛驒市古川町寺地	次の図のとおり	土石流
畦畑 3	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流
畦畑 4	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流
畦畑 5	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流
畦畑 6	飛驒市古川町畦畑	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
薬師谷	養老郡養老町若宮	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第三項の規定により、特定歳入等を次のとおり告示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

分担金及び負担金
使用料及び手数料
財産収入

寄附金
諸収入（利子割精算金収入を除く。）
用度事業収入のうち諸収入

中小企業振興資金収入のうち貸付金収入及び諸収入
就農支援資金収入のうち貸付金収入及び諸収入
住宅事業収入のうち使用料及び諸収入
敷金運用収入のうち敷金運用収入及び財産収入
地方独立行政法人資金収入のうち貸付金収入
国民健康保険事業収入のうち財産収入及び諸収入
林業改善資金収入のうち貸付金収入及び諸収入
母子父子寡婦福祉資金貸付収入のうち貸付金収入及び諸収入
公有地化事業収入のうち財産収入

公 示

。落札者等に関する公示
岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達する物品の名称及び数量 職員用パーソナルコンピュータ及び附属機器 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和8年6月2日
- 4 落札者を決定した日 令和8年7月14日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市神田町九丁目27番地
株式会社フューチャーク 岐阜営業所
所長 坂本 貴司

6 貸付金額 740,124,000円

7 縦覧に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部未来創成局情報システム課情報システム係

(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

○ 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年九月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営特定農業用管水路等特別対策事業

地区名 坂祝東部地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年九月十八日から

令和八年十月八日まで

令和八年九月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁一
岐阜文芸社